

(別紙)

現場代理人の兼任に係る取扱いについては、「佐賀市発注工事における現場代理人の取扱いの改正について」により通知を行っていますが、佐賀市発注の公共工事の計画的かつ円滑な事業の進捗を図るため、以下のとおり兼任要件の一部緩和を行います。

記

1 緩和の目的

災害復旧工事の計画的かつ円滑な事業進捗を図るため。

2 緩和の概要

現行の兼任要件に災害復旧工事1件（金額不問）を追加して4件の工事まで兼任可能とする。

※現行の兼任要件は3件まで、かつ合計金額7,000万円未満は兼任可能。

3 緩和の対象期間

令和2年3月2日以降の公告又は指名通知等から令和2年12月28日公告又は指名通知等まで。

※状況により期間変更の可能性あり

【兼任可能な例】

・ケース1

A工事：2,000万円、B工事：3,000万円、C工事1,500万円
計3件、6,500万円

新たに災害復旧工事1件（2,000万円）を兼任。

・ケース2

A工事：2,000万円、B工事：1,000万円【災害】、C工事2,500万円
計3件、5,500万円

新たに1件（2,500万円未満）を兼任。※災害以外で7,000万円未満は可能

【兼任不可の例】

・ケース3

A工事：2,000万円、B工事：1,500万円【災害】、C工事2,500万円
計3件、6,000万円

新たに1件（3,000万円）を兼任。

※兼任（災害を除く）は7,000万円未満。